

議会を傍聴してみませんか

区議会では、区民の皆さんの生活に関わる様々な問題について活発に議論を展開しています。本会議をはじめ、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会はどなたでも傍聴ができ、傍聴を希望される方は「傍聴券」が必要となります。

本会議・委員会の開会予定時刻の1時間前から30分前まで、本庁舎中央館6階の区議会事務局にて「整理券」を発行します。(※1)

定員を超えた場合は、30分前に抽選し、当選者に「傍聴券」を発行します。定員を超えなかった場合は、開会予定時刻30分前を過ぎた後、定員を満たすまで先着順に「傍聴券」を発行します。(※2)

なお、「傍聴券」には、住所・氏名の記入が必要であり、お帰りの際はご返却いただきます。

また、傍聴時、本会議場や委員会室の中では、携帯電話、スマートフォン等の電源を切るかマナーモードに設定し、ご使用はお控えください。

日程等は、区議会ホームページやあだち広報でご確認ください。

※1 傍聴席の定員が決まっているため、それを超える人数が集まる場合の抽選を想定して、「整理券」を発行しています。

※2 本会議及び委員会の「傍聴券」は本庁舎中央館6階の区議会事務局で発行します。

問合せ先 議事係 ☎03(3880)5797

議会傍聴のバリアフリー化に取り組んでいます

その1

ヒアリンググループが利用できます

本会議及び委員会の傍聴に際し、ヒアリンググループ(難聴用磁気ループ)をご利用いただけます。利用を希望される方は、傍聴する会議の前日(前日が閉庁日の場合は、直前の開庁日)午後5時までに上記問合せ先へご連絡ください。

ヒアリンググループ(難聴用磁気ループ)のしくみは??

ループアンテナ内で誘導磁界を発生させることで、音声磁場を作るシステムです。磁界を発生させるループアンテナを輪のようにはわせることから、「磁気ループ」と呼ばれています。マイクからの音声を受信器や専用受信機に送ることでクリアな音声を聞くことができるため、難聴者の聞こえを支援します。

磁気ループ専用受信機



磁気誘導アンプ

その2

手話通訳者の配置を承ります

本会議及び委員会の傍聴に際し、手話通訳者を配置することができます。傍聴する会議の7日前(土曜・日曜・祝日及び年末年始を除く)の午後5時までに上記問合せ先へご連絡ください。

手話通訳にかかる費用は無料です。



その3

車いすのまま傍聴できます

本会議場及び委員会室の傍聴席に車いすに対応したスペースを用意しております。また、介助犬や盲導犬、聴導犬を同伴して傍聴することもできます。



その4

お子様と一緒に傍聴できます

子どもの保育や授乳・搾乳を行えるよう、議会棟内の1室を託児室として活用し、本会議はテレビモニターによる視聴、各委員会では音声を聴くことができます。



みなさんの声を請願・陳情で

請願・陳情は、議会に対して文書で区政に関する事項等を要望できる制度です。足立区議会では、これらを慎重に審査し、結果を提出者に通知します。

請願書・陳情書には、特に所定の様式はありませんが、右の例を参考にしてお書きください。請願書・陳情書に記載する主な事項は次のとおりです。

- ① 請願・陳情の趣旨(具体的に)
- ② 請願者・陳情者の住所、氏名(法人等の場合は、その名称及び代表者の氏名)、電話番号
- ③ 押印(自署の場合は不要)
- ④ 紹介議員の署名又は記名押印(陳情書の場合は不要)
- ⑤ 提出年月日
- ⑥ あて先(足立区議会議長)
- ⑦ 署名簿を添付する場合は、署名者の住所、氏名

請願書・陳情書の例

〇〇を求める請願(陳情)

請願(陳情)の趣旨

 理由

 請願者(陳情者)
 住 所
 氏 名 @(自署の場合は不要)
 TEL
 紹介議員(陳情には不要)
 氏 名 @(自署の場合は不要)

 年 月 日
 足立区議会議長 〇〇〇〇

請願・陳情の違いって何?

議員の紹介のあるものを「請願」、紹介のないものを「陳情」といいますが、足立区議会では同様の取扱いとなっています。